



宮 崎 県 公 報

平成30年5月28日(月曜日) 第 2998 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2
告 示		○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2		○農業共済組合検査規程の一部を改正する告示… (農政企画課) 3
		公 告
		○大規模小売店舗の変更に係る届出…………… (商工政策課) 7
		病 院 局 公 告
		○落札者等の公告…………… 7

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1～15の2 [略] 16 旅館業法(昭和23年法律第138号)による次の事務 (1)・(2) [略] (3) <u>第7条の規定により、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させること。</u> (4) <u>第7条の2の規定により、営業施設の構造設備が基準に適合しなくなったと認めるときに、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。</u>	保健所長	1～15の2 [略] 16 旅館業法(昭和23年法律第138号)による次の事務 (1)・(2) [略] (3) <u>第7条第1項の規定により、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、<u>旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</u></u> (4) <u>第7条第2項の規定により、当該旅館業を営む者(営業者を除く。)その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、<u>旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</u></u> (5) <u>第7条の2第1項の規定により、<u>旅館業の施設の構造設備が基準に適合しなくなったと認めるときに、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></u> (6) <u>第7条の2第2項の規定により、<u>当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること</u></u>

<p>(5) [略] 17～70 [略]</p> <p>[略]</p> <p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） [略]</p>	<p>〇 (7) 第7条の2第3項の規定により、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(8) [略] 17～70 [略]</p> <p>[略]</p> <p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 525号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成30年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560390207	延岡リハビリテーション 病院訪問看護ステーションはまかぜ	宮崎県延岡市長浜町1丁目1777番地	一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団	宮崎県宮崎市小松1119番地	平成30年4月1日	訪問看護
4560490072	日南慶明会訪問看護ステーション	宮崎県日南市鉄肥1丁目4番36号	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地	平成30年4月1日	訪問看護
4570204224	元気印WAYWAY	宮崎県都城市南鷹尾町2197番地1の2	有限会社向日葵	宮崎県北諸県郡三股町樺山5097番地2	平成30年4月1日	通所介護
4570302663	デイサービスセンターきたかた	宮崎県延岡市北方町角田丑1369-90	社会福祉法人角田福祉会	宮崎県延岡市北方町角田丑 786番地	平成30年4月1日	通所介護
4570501033	デイサービスくわの美	宮崎県小林市細野4420番地1	合資会社あつまろ会	宮崎県小林市水流迫 625番地12	平成30年4月1日	通所介護
4570601379	訪問介護事業所つどい	宮崎県日向市春原町2-20マリナーズビル 101号	合同会社つどい	宮崎県日向市春原町2-20マリナーズビル 101号	平成30年4月1日	訪問介護

宮崎県告示第 526号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成30年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560390207	延岡リハビリテーション病院 訪問看護ステーションはまかぜ	宮崎県延岡市長浜町1丁目1777番地	一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団	宮崎県宮崎市小松1119番地	平成30年4月1日	介護予防訪問看護
4560490072	日南慶明会訪問看護ステーション	宮崎県日南市鉄肥1丁目4番36号	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地	平成30年4月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 527号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-7	映画	マジカル・セックス 淫ら姫の冒険	山本組 ＜オーピー映画＞	平成30年5月17日
30年-8	映画	人情フェロモン もち肌わしづかみ	竹洞組 ＜オーピー映画＞	
30年-9	映画	デコトラガール 天使な誘惑	柿原組 ＜オーピー映画＞	
30年-10	映画	痴漢学園 すさまじい淫行	池島組 ＜新東宝映画＞	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 528号

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示

農業共済組合検査規程（平成21年宮崎県告示第 492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 農業災害補償法（昭和22年法律第 185号。以下「法」という。）第 142条の2から第 142条の4までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実をあげ、もって農業災害補償制度における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。</p> <p>(検査の視点)</p> <p>第3条 検査は、次の各号に掲げる視点に基づき、それぞれ当該各号に掲げる内容を検討するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 農業保険法（昭和22年法律第 185号。以下「法」という。）第 209条第1項から第3項までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実をあげ、もって法第2条第1項に規定する農業共済事業（以下「農業共済事業」という。）における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。</p> <p>(検査の視点)</p> <p>第3条 検査は、次の各号に掲げる視点に基づき、それぞれ当該各号に掲げる内容を検討するものとする。</p>

(1) 合法性 定款、共済規程、諸規則等（以下「定款等」という。）の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等の遵守状況

(2)・(3) [略]

（検査により達成すべき事項）

第4条 検査により達成すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 事業運営の実態を把握し、農業災害補償制度の趣旨に適合するよう運営について指導するとともに、組合の役職員の事業運営に対する意欲と法令遵守に対する意識の高揚を助長すること。

(3) [略]

（常例検査及び年間検査計画等の作成）

第5条 常例検査（法第 142条の3の規定により常例として行う検査をいう。）は、すべての組合について、毎年1回実施しなければならない。

2 知事は、年度当初に作成する月別及び組合別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項により検査を行うものとする。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合員から検査の請求があった場合は、この限りでない。

（無通告検査の実施）

第11条 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。

第12条 [略]

（検査命令書等の交付及び提示）

第13条 知事は、検査員に検査命令書（別記様式第1号）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条に規定する身分証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書及び身分証明書を提示して検査を行う旨を告げるものとする。

第14条～第18条 [略]

（検査結果の報告及び検査書等の交付）

第19条 [略]

2 [略]

3 知事は、検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認める事項がある場合には、前項の検査書にこれを記載するとともに、法第 142条の5の規定による必要な命令をするものとする。また、理事から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について、前項の回答書とは別に報告書の提出を求めるものとする。

4 [略]

5 知事は、法第 142条の4の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査結果の概要を交付するものとする。

第20条 [略]

（農林水産大臣との連携）

第21条 組合において、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、及び定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合及び宮崎県農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他知事が検査の実施に当たって農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、知事は、相互

(1) 合法性 定款、事業規程、諸規則等（以下「定款等」という。）の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等の遵守状況

(2)・(3) [略]

（検査により達成すべき事項）

第4条 検査により達成すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 事業運営の実態を把握し、農業共済事業の趣旨に適合するよう運営について指導するとともに、組合の役職員の事業運営に対する意欲と法令遵守に対する意識の高揚を助長すること。

(3) [略]

（検査の実施）

第5条 知事は、年度当初に常例検査（法第 209条第2項の規定により常例として行う検査をいう。）の月別及び組合別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項を作成し、検査を行うものとする。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合員から検査の請求があった場合は、この限りでない。

2 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。

第11条 [略]

（検査命令書等の交付及び携行）

第12条 知事は、検査員に検査命令書（別記様式第1号）及び法第 209条第4項に規定する身分証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書を提示するとともに、検査員であることを証する身分証明書を携行しなければならない。

第13条～第17条 [略]

（検査結果の報告及び検査書等の交付）

第18条 [略]

2 [略]

3 知事は、検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認める事項がある場合には、前項の検査書にこれを記載するとともに、法第 210条第1項又は第2項の規定による命令をするものとする。また、理事から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について、前項の回答書とは別に報告書の提出を求めるものとする。

4 [略]

5 知事は、法第 209条第3項の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査結果の概要を交付するものとする。

第19条 [略]

（農林水産大臣との連携）

第20条 知事が、組合の検査を実施するに当たって、農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。

連携の取組を更に徹底する観点から、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。

(守秘義務等)

第22条 [略]

2 検査員は、第13条第1項の身分証明書を紛失したときは直ちに知事に届け出るものとし、検査員がその職を退いたときは直ちにこれを返付しなければならない。

別記

様式第1号 (第13条関係)

[略]

農業災害補償法第142条の規定に基づき、農業共済組合の検査の職務に従事することを命ずる。

[略]

(守秘義務等)

第21条 [略]

2 検査員は、第12条第1項の身分証明書を紛失したときは直ちに知事に届け出るものとし、検査員がその職を退いたときは直ちにこれを返付しなければならない。

別記

様式第1号 (第12条関係)

[略]

農業保険法第209条第1項の規定に基づき、農業共済組合の検査の職務に従事することを命ずる。

[略]

別記様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第12条関係)

身 分 証 明 書		宮崎県第 号
職	氏 名 年 月 日生	(写 真 貼 付)
上記の者は、農業保険法第 209条第 1 項から 第 3 項までの規定による検査の職務に従事する ものであることを証明する。		
年 月 日 宮崎県知事	印	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

(縦 6.5センチメートル、横 8.5センチメートル)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン都城店
都城市上東町3440-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) デオデオ都城店
(変更後) エディオン都城店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
(変更前) 株式会社デオデオ 代表取締役 久保允誉
(変更後) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者氏名
(変更前) 株式会社デオデオ 代表取締役 久保允誉
(変更後) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
- 4 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成24年10月1日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
平成21年10月1日
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者氏名
平成21年10月1日
- 5 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗の名称の変更のため
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称等の変更のため
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等の変更のため
- 6 届出年月日
平成30年5月8日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年5月28日から平成30年9月28日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年5月28日から平成30年9月28日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年5月28日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量
宮崎県立3病院電子カルテシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課整備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
58,387,392円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

--	--